

(公 印 省 略)

答 申 第 192 号

令 和 7 年 3 月 4 日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和6年8月22日付け兵公委発第518号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

開示請求者が特定年月日付けの告訴状に添付し提出した実況見分調書2通の写し
に記録された情報

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和6年3月15日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に係る不開示決定

同年3月25日、実施機関は、保有個人情報の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで部分開示決定通知書を送付した。

2 本件対象情報

本件開示請求の対象となる個人情報（以下「本件対象情報」という。）は、兵庫県警察本部刑事部捜査第二課保有の、審査請求人が令和3年10月18日、同課員に同日付けの告訴状に添付し提出した書類のうち、平成20年8月21日付実況見分調書2通（同告訴状添付の証拠資料9-1）の写しに記録された情報」である。

3 審査請求

令和6年6月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年8月22日、兵庫県公安委員会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書及び口頭意見陳

述等において述べている本件審査請求の理由等は多岐にわたるが、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

審査請求人にとって、今後は民事訴訟の重要な証拠であるので法律を遵守して、実況見分調書の返還を求めます。

2 本件審査請求の理由

審査請求人は、広聴処理票、犯罪捜査規範第79条、新聞記事、証拠物件等管理要領について(令和5年3月31日兵警刑企一般甲第52号)を引用等して、下記(1)から(3)までを本件審査請求の理由としている。

- (1) 令和3年10月18日付告訴状「捏造事件」が令和5年10月に時効が成立したので今後は民事訴訟の証拠となる重要な証拠であります。
- (2) 兵庫県公安委員会は審査請求人(犯罪被害者)が兵庫県公安委員会の業務等を管理する兵庫県警察職員から多大なる被害を受けている事実を平成25年から兵庫県公安委員会に苦情申出書を提出して事実を承知している事により、兵庫県犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例(令和5年兵庫県条例第15号)の第12条にも該当する事案であるので速やかに個人情報2通(実況見分調書)を審査請求人(犯罪被害者)に還付及び開示することを求めます。
- (3) 捜査第二課は私が過去に提出した実況見分調書の写しを私に返還しなければならない。事件は時効が成立した。民事訴訟に利用するため、返還要求するものである。

3 反論書(令和6年8月1日付け)

(1) 神戸地方検察庁は、「偽証罪」及び官製談合(約77億円)について兵庫県警に捜査の指揮をしました。

ア 地方自治法所管課の兵庫県総務部市町振興課勧告事案

審査請求人の所有地に関し市議会の議決がないまま訴訟を提起した官製談合についての勧告

イ 総務部人事課は虚偽公文書作成・同行使に対して申立てている告訴を実行すること。

ウ 兵庫県法務文書課は損害賠償事件で詐欺行為をした詐欺事件に対しての告訴及び裁判費用等や法テラスの手続を協議すること。

エ 令和4年11月11日付で兵庫県知事が受理し、違法行為(犯罪)により「却

下」した審査請求について再度、審査請求書を提出します。兵庫県職員（警察官も含む）の贈収賄（公務員の汚職）及び重要な兵庫県警察職員の懲戒処分についての請求

オ 兵庫県知事の所管課である兵庫県から委託料を受けている警察法第38条の3の基に兵庫県警察職員12,000人の業務の管理、運営する兵庫県公安委員会の職員に神戸地方検察庁総務部証拠品担当から還付された146冊の証拠（提出済み）について捜査を尽くし神戸地方検察庁刑事部に事件送致して事件を完結する事を犯罪被害者として申出します。

(2) 20件以上の被疑者の告訴と官製談合事件、偽証、懲戒に関する告訴事件についても「捜査の指揮は地検がします。」と言って下さいましたが兵庫県警から審査請求人（犯罪被害者）に対して事情聴取の連絡がありません。

令和6年3月に審査請求人が兵庫県警捜査第二課の違法捜査で害を被っている事実について事件解決のため刑事事件の捜査の指導する兵庫県警刑事企画と協議した結果、担当者を決めた後、どの部署に捜査の指導をしたのか未だに連絡がないので、令和6年7月に「あなたの刑事企画に私の未解決事件の証拠資料が兵庫県総務部市町振興課から提供され捜査の依頼されたのを放置していますね。それらの件で明日神戸地検に行くから貴方に捜査の指揮をしてもらいます。」と言いました。

兵庫県警警察職員の余罪について「告訴状は構成要件が整ってない。」と虚偽内容の捜査報告書を担当検事に提出して「不起訴・罪とならず」との不当な処分を出せた告訴事件を兵庫県警捜査第二課が未解決事件として受理している「告訴事件の処分」につき協議をしました。

告訴を受理したなら警察官は法と証拠に基づき捜査を尽くし検察庁に事件送致し、後に公訴権を有す検事が処分を下すのが基本であります。

犯罪被害者である老夫婦の陳述に対して神戸地方検察庁の検事、事務官は証拠を法律と照合して神戸地方検察庁のトップの教訓を遵守し公益の代表者として業務を行い、然るべき捜査機関に指揮して下さい。

(3) まとめ 上記(1)及び(2)の記載事実を公訴権を有する神戸地方検察庁が兵庫県警刑事企画に刑事訴訟法第198条「証拠と、犯人を捜査」するよう指揮されたことにより適正な処分されます。実況見分調書が2件存在することが違法捜査であります。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理

由は、以下のとおり要約される。

1 対象公文書について

(1) 告訴状

告訴は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第241条第1項において「告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。」と規定され、同法第242条は「司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」と規定されている。

告訴状には定められた様式はないが、告訴権者又は告訴代理人（以下「告訴人等」という。）が、検察官又は司法警察員に対して犯罪事実を特定し、犯人の処罰を求める趣旨が明らかとなっていれば足りるとされている。

告訴状は告訴人等が作成する書類であるが、当該告訴状を正式に受理した時点で、当該告訴状は司法警察員が職務上取得し組織的に用いる公文書となる。

(2) 実況見分調書

審査請求人が開示を求めた公文書は、犯罪捜査規範（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号）第104条「犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。」等の規定を根拠とし、司法警察職員捜査書類基本書式例（昭和36年最高検察庁制定。検事総長指示）において様式が定められた公文書である。

同公文書には、被疑者、被疑事件、実況見分の日時、場所、身体又は物、目的、立会人及び経過を記録することとされている。

2 不開示とした理由

刑訴法第53条の2第2項では「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章第4節の規定は、適用しない。」と規定されている。

「訴訟に関する書類」に該当する書類は、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきものである。

なお、公訴時効期間が満了したとしても、「訴訟に関する書類」の該当性が失われるものではない。

以上のことから、本件対象情報は、特定の被疑事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟に関する書類に該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 犯罪捜査規範第79条について

犯罪捜査規範第79条は、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項を定めたものであり、犯罪捜査規範第79条に基づいて本件処分を行っているものではない。

(2) 証拠物件保管要領について（令和5年3月31日付け兵警刑企一般甲第52号）について

証拠物件保管要領は、刑訴法、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）、犯罪捜査規範その他に準拠して、証拠物件等の適正な管理を図るため、その取扱い及び保管の要領について必要な事項を定めたものであり、証拠物件保管要領に基づいて本件処分を行っているものではない。

(3) 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例第12条について

犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（令和5年条例第15号）第12条は、各種相談等により提供を受けた犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。）の個人情報を取り扱うに当たり、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを要請したものであり、同条例第12条に基づいて本件処分を行っているものではない。

(4) その他の主張について

審査請求書に広聴処理票や新聞記事に関する記載があるが、本件処分は法に基づいて行った処分であり、それらの記載は実施機関が本件処分を行った判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報について

本件対象情報は、審査請求人が令和6年中の特定日付けで提出した告訴状に添付し提出した実況見分調書2通の写しに記録された情報である。

実施機関は、本件対象情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、民事訴訟の重要な証拠であるので法律を遵守して、実況見分調書の返還を求める等と主張し、本件処分 of 取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象情報は、審査請求人が提出した告訴状の添付書類とされた実況見分調書写し2件に記録された保有個人情報であることから、捜査の過程で取得された書類に記録された保有個人情報であると認められる。

(3) そうすると、上記第4の2の実施機関の説明は首肯でき、本件対象情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類…に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

以上のことから、本件処分については、本件対象情報は同項に規定する「訴訟に関する書類…に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、最高検察庁が実況見分調書の取扱いについての通知をしていることをもって本件処分は取り消されなければならないと、口頭意見陳述において主張している。当審議会が審査請求人提出の当該通知に係る資料を見分したところ、当該通知は、実況見分調書といった捜査書類に犯罪被害者の住所などを記載せず「集約捜査報告書」に被害者の特定につながる情報をまとめる運用を拡大するというものであり、法第5章第4節の規定の適用の可否とは関連しないから、上記2(3)の当審議会の判断を左右することになるものとは認められない。

また、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年8月22日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年1月27日 第1部会（第108回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和7年2月28日 第1部会（第109回）	・ 審議
令和7年3月4日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委員 申 吉 浩

委員 中本 浩 一

委員 西片 和 代

委員 西上 治